

令和5年度第1回青森県青少年健全育成審議会議事録

日時：令和5年6月6日（火）13:30～15:00

会場：ウェディングプラザアラスカ 3階 エメラルド

（司会）

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第1回青森県青少年健全育成審議会を開会します。

開会にあたり、青森県環境生活部長の館から御挨拶申し上げます。

（館環境生活部長）

環境生活部長の館と申します。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

まずもって、皆様にはお忙しい中お集まりいただきまして、また、常日頃から青少年行政をはじめ、県行政の推進に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

加えまして、昨年度は、第3次青森県子ども若者育成支援推進計画の作成にあたり、貴重な御意見を賜りましたことに改めて感謝申し上げます。

さて、これまで私達の暮らしに大きな影響を与えてきた新型コロナウイルス感染症が法律上インフルエンザ等と同類の5類感染症に変更されたことにより、社会経済活動が回復してきている状況となっております。

一方で、子どもたちに目を転ずると、コロナ禍によるストレスの影響が続き、今も心の不調を抱える子どもは少なくないとの報告もあり、少子化やデジタル化などの社会環境の急速な変化とともに、子ども・若者を巡る課題はますます複雑多様化している状況となっております。

このため、子どもたちの悩みに寄り添い、不登校や引きこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者に対する継続的な支援とともに、インターネットが介在する犯罪に児童生徒が巻き込まれるケースやゲーム依存などへの対策が、これまで以上に求められるようになっていくと認識しております。

本日は、青森県青少年健全育成条例の運用状況を始め、第3次子ども若者育成支援推進計画に基づく県の関連事業の概要などについて御説明申し上げる他、意見交換では、青少年の実態についての情報共有や今後の取組への御助言をいただきたいと考えております。

委員の皆様には、青少年健全育成に向けて忌憚のない意見を賜りますようお願い申し上げ、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

ここで今年度から新たに委員に就任された3名の方をご紹介します。

青森県小学校校長会から青森市立小柳小学校長の野沢寿恵委員です。

青森県中学校校長会から青森市立戸山中学校長の三橋信子委員です。

なお、三橋委員は公務の関係で本日は欠席されております。

青森県高等学校長協会から青森県立五所川原農林高等学校長の玉井勝弘委員です。

どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の会議の成立について御報告申し上げます。

青森県附属機関に関する条例第6条第3項により、会議の成立には、委員の半数以上の出席が必要となります。

本日は、出席者名簿にありますとおり、24名のうち半数以上の16名が出席されており、会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、まず図書类等部会員について、青森県附属機関に関する条例第12条第2項により、審議会の会長が指名することとなっております。

会長お願いいたします。

(田名場会長)

それでは私から指名させていただきます。

図書类等部会員は先ほど御紹介いただきました青森県小学校校長会の野沢委員に、前任の三橋委員に引き続き御協力をお願いしたいと思います。

どうかよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは議事に入ります。

青森県附属機関に関する条例第6条第2項により、会長が会議の議長を務めることになっておりますので、ここから先の議事進行は田名場会長にお願いいたします。

(田名場会長)

申し遅れました、田名場でございます。会長をお任せいただいております。

様々な社会的な動きがある中で、本県の青少年健全育成に関しても、継続して考えていかなければならないことも、新たに考えなければならない課題もございました。

本日も委員の先生方のお力をお借りして、充実した話し合いにできればと存じます。
どうかよろしく願い申し上げます。

それでは次第に沿って議事を進めさせていただきます。

まず、議題1から4まで事務局から一括して説明いただいた後、質疑応答の時間を設けたいと思います。よろしく願いします。

(吉田課長)

それでは青少年・男女共同参画課長の吉田と申します。

よろしく願いします。

資料の1、緑の冊子、青少年健全育成条例の運用概況について御説明いたします。失礼します。
着座で説明させていただきます。

開いていただきまして、1ページですが、1として条例の制定と趣旨及び改正の経過、2ページには推進体制、そして3ページには青少年健全育成審議会の運営、その設置及び組織がございます。

このページにつきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます、4ページにまいります。

4ページの下の方に(2)審議会の開催状況とあります。

昨年度、審議会は、第3次子ども・若者育成支援推進計画策定のために、令和4年6月から今年の2月までにかけて、3回開催をいたしました。通常1回ですが、昨年度は3回開催しています。

次に5ページにいきまして、(3)の図書类等部会の開催状況です。

昨年度は4回開催しておりまして、審議事項といたしましては、有害図書類の指定、図書の推奨そして、条例に基づく表彰受賞者について、御審議いただいております。その結果として、有害図書類は合計で13冊の指定ということ。そして推奨書籍については計2冊であり、そして条例に基づく表彰については13名、団体は1団体ということの答申を頂戴して、その後、県の方で答申どおりに指定等の手続きを行っております。

有害図書類の指定状況等につきましては、5ページの下の方に、(5)として、条例第12条に基づく指定状況というのがございます。

そして、表彰および条例に基づく表彰の状況につきましては、次の6ページ、7ページそして8ページの方に具体的な内容が記載してありますので、説明の方は省略させていただきます。

戻りまして、また5ページでございます。(4)いじめ調査部会でございますけれども、昨年度は開催実績がございませんでした。

続きまして、今度8ページの方を御覧いただきたいと思います。

8ページの方の上から1番目の(7)団体の行う活動等の推奨状況ですけれども、昨年度につきましては、該当なしということになります。さらに、一番下の(9)優良映画の推奨状況ということで、これも昨年度につきましては、推奨はございませんでした。

続きまして、9ページの方の4社会環境浄化の調査活動の状況でございます。

(1)から(3)は、社会環境浄化一斉調査の結果でございますけれども、図書類等収納自動販売機の調査を実施することでございます。その結果、設置台数につきましては、表のとおり、本年3月末現在で、10市町村に16箇所、56台設置されていることが確認されております。

次に10ページの方に進んでまいります。

ウとして、一般書籍販売店というのがございます。

これは有害図書類等の取扱店の状況でございます。一般書籍販売店を調査していますけれども、調査をした店舗が98店舗になっています。

このうち55店舗、56.1%の店舗で、有害図書を取り扱っていることが確認されました。

これらについて、区分陳列ですとか、表示、18歳未満の青少年が購入・閲覧等しないような表示だとか、見通し、そういったことの配慮の状況を確認しています。

その結果として、区分陳列なり表示、あるいは見通しといった、何らかの措置をとっているところは51店舗、92.7%となっています。

4年度のところで、配慮の程度が二重丸は3つ講じているところ、丸は2つ講じているところ、三角は1つだけ講じているところで、全部で51店舗ということになっています。

11ページには、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、あるいはオのDVDの販売店、そしてコンピューター・ソフト販売店の配慮の状況を確認しています。いずれも総体としては、90%以上の店舗において、何らかの配慮がなされているということが確認されております。

続きまして、12ページに移ります。

キとして、古物買取店・特定がん具販売店、これも条例上の規制がかかっているところでございますけれども、店舗状況等を含めて大幅な変化はございませんでした。

クとして、個室カラオケ営業店でございます。この状況を確認いたしましたけれども、4年度は店舗数39を調査したところ、全店舗で条例を遵守して、深夜の立ち入り制限を実施しているような状況でした。

次に13ページ、5の条例違反の検挙状況ということでございます。

具体的には、条例13条の3第1項、自動販売機への指定図書類等の収納禁止の他、淫行やわいせつ行為の禁止等がありますけれども、これにつきましては、4年度の検挙件数は19件、検挙人数は14人で、ここ数年と比較いたしますと、かなり減少となっています。

最後に6として、少年補導センターの設置状況ですが、表のとおり、8市と三戸町の計9市町に設置されています。

説明は以上でございます。

(上明戸GM)

それでは、私から資料2に基づきまして、第2次青森県子ども・若者育成支援推進計画のモニタリングについて御説明いたします。青少年グループマネージャーの上明戸と申します。どうぞよろしく願いいたします。座って説明させていただきます。失礼いたします。

まずお手元の資料2を御覧ください。

県では、平成30年3月に策定いたしました第2次青森県子ども・若者育成支援推進計画の着実、かつ効果的な推進を図るため、重点目標ごとに現状を把握するためのモニタリング指標を設定いたしまして、その状況について、毎年度確認の上、審議会に報告し、その後県のホームページで公表しています。具体的には、5つの基本目標のもとに、15の重点目標を掲げ、それぞれの重点目標に関連する指標を設定しています。

なお、第2次計画は、令和4年度に計画期間が終了となったため、今回の指標の確認に当たりましては、表の下の注釈に付しておりますとおり、最新値として現在確認できる令和5年5月の数値と第2次計画策定時の平成30年5月の数値と比較して、増加または減少したものをマーキングしております。黄色は良くなっている、青色は悪くなっている指標を示しております。また、相談件数等につきましては、増えている、または減っているもので色分けをしています。

ここで訂正がございます。資料のナンバー23になりますけれども、児童虐待相談件数の対応など色分けの区分ですけれども、緑ではなく、本来赤で着色すべきものでございました。

大変申し訳ございません。お詫びの上、訂正させていただきたいと思っております。

それでは指標の状況について御説明いたします。まず重点目標1です。関連指標のうち、豊かな心の育成に関するナンバー1の指標が7つございます。その7項目のうち②番の他人を大切にしている児童生徒の割合と⑥ボランティア活動および⑦の将来就きたい職業があるか、の3つの数値については、低くなっておりますけれども、①の自分や他人の命を大切であると回答した児童生徒の割合と③番から⑤番の4つの指標については、策定時に比べまして、その割合が高く、良い状況になっているところです。ナンバー2の体力およびナンバー3の学力に関する指標については、いずれも低くなっている状況です。

次に、重点目標2の関連指標ですけれども、ナンバー4のつきたい職業があると回答した児童生徒の割合と、ナンバー4のうち大学の新卒者の就職内定率等と特別支援学校の高等部新卒者の就職率については、残念ながら減少しておりますけれども、ナンバー5の高校新卒者の就職内定率については増加している状況です。

次に、重点目標3の関連指標です。ナンバー6の地域若者サポートステーションにおける就職等進路決定者とナンバー7の新規高卒者等の離職率など、全ての指標の数値が良くなっています。

次に、重点目標4の関連指標であるナンバー8のいじめの認知件数は減少しており、ナンバー9の不登校発生件数およびナンバー10の暴力行為の発生件数は増えている状況です。一方、ナンバー11、高等学校中途退学者数は減少しています。

次に、重点目標5の関連ですが、ナンバー12につきましては、先ほど説明しましたナンバー5の再掲ですので、説明を省略いたします。ナンバー13、発達障害者支援センターの相談件数は増えております。

重点目標6の関連指標である、ナンバー14の精神保健福祉センターにおける思春期及びひきこもり相談件数は増えています。一方、ひきこもり地域支援センターにおける相談件数は減少しています。

次に、重点目標7の関連指標であるナンバー15の犯罪少年人数などの3つの指標は、いずれも減少し、状況としては良くなっています。

重点目標8ですが、関連指標の16、生活保護世帯数の進学率については、高等学校等が減少しているのに対しまして、大学等の進学率については上昇しております。

次に、重点目標9の関連指標であります。17の子ども・若者の自殺者数についてですが、20歳未満と20歳代は増えており、30歳代は減少している状況です。

次に重点目標10の関連指標です。18の相談支援機関の数は、増えています。

次に重点目標11です。19の家庭教育に関する相談件数は減少しています。

また、20の放課後児童クラブの設置率については、100%を達成しています。

次に、重点目標12の関連指標21、中小企業における男女の育児休業取得率については、男女ともに良くなっています。

次に、重点目標13の関連指標です。22の出会い系サイト等に起因する犯罪被害少年数は、減少しています。23の児童虐待相談対応件数は、増えています。また、24の声かけ事案の発生件数は、減少しています。

次に、重点目標14の関連指標であるナンバー25、命を大切にすることを育む県民会議の会員数は、増加しています。

次に、重点目標15の関連指標である26のパワフルあおもり創造塾の卒業生は、減少していますが、27の創業者数につきましては増加している状況になっています。

資料2の説明については以上です。

(鈴木総括主幹)

青少年グループ鈴木と申します。

私の方からは、資料3、それから資料の4-1と4-2を使いまして、子ども・若者育成支援推進計画の関連事業と、それからモニタリング指標の関係につきまして御説明させていただきます。

座って説明いたします。失礼します。

まず、資料3の令和5年度第3次青森県子ども・若者育成支援推進計画関連事業の概要を御覧ください。

細かい事業は中の方に書いております。それを取りまとめた総括的な表である1枚目の事業数から御覧いただきたいと思っております。

こちらの新規の関連事業ですけれども、再掲を除く実事業数で152本ございまして、これで全体の事業数になります。

実事業数152本で、実事業費、予算の方は、93億8671万7000円となっております。

このうち、新規の事業数は、括弧書きの中にございますけれども、8本ございます。事業費につきましては、5523万1000円となっております。

これらのうち、当課の関連事業で主要なものにつきましては、後ほど議題4で御説明します。

5年度の事業は、以上のとおりとなっております。本年2月に策定されました第3次計画を踏まえて、関連事業の方を推進していくこととなりますけれども、今後庁内会議などを通じまして、関係各課と連携しながら、進めていくこととしております。

続きまして、資料4-1、第2次青森県子ども・若者育成支援推進計画のモニタリング指標と第3次計画のモニタリング指標との変更点を御覧ください。

第3次計画のモニタリング指標の設定に当たりましては、第2次計画の指標について勘案するとともに、庁内関係課から意見を聞き取りし、指標の追加と削除について検討を行いました。

その結果、2次計画から変更となる点をまとめたものが、資料の4-1になります。

モニタリング指標の変更案につきましては、削除はオレンジ色、修正は黄色、そして新規で追加する指標は緑色で示しております。

まず、1ページ目、上の項目のタイトルを御覧いただいて、基本目標、重点目標そしてナンバーですけれども、指標ナンバー1、青少年の意識に関する調査における回答率については、①から⑦までございます。①から③は、自分や他人の命などを大切に思うか、自分のことが好きかという問いに関するものです。

これにつきましては、基礎的能力である知徳体の根幹と言うべき自己肯定感、自己有用感に関するものとなっております。これに対しまして、④から⑥の体験活動、それから芸術文化、社会貢献活動に対する指標、こちらの方は自己肯定感、自己有用感を涵養することに繋がる補助的なものと言えると思っております。補助的なものですので、根幹と言うべき指標、①から③に集約して、④から⑥については削除するということにしました。そして、⑦番ですが、将来したい仕事やつきたい職業があるかということですのでけれども、下の方、ナンバー4を御覧いただきますと、こちらの方にも同じものが出てきております。ナンバー4と重複しており、かつ仕事や職業に関するものであるということですので、重点目標2としての指標設定が適当ではないかと考え、こちらに集約しまして、指標ナンバー1の⑦は削除するというにしたいと思っております。

指標ナンバー2につきましては、「全国平均を上回った学年数」となっておりますけれども、この「学年数」を「調査項目数」に文言を修正したい。

それから2ページの指標ナンバー8、いじめの認知件数に関するものですが、出典となる調査名も修正することになっております。

3ページをご覧ください。

子ども・若者の自殺者数を指標ナンバー17としております。これにつきましては、従来、自殺者数だけで見ておりましたけれども、出生率の低下、それから人口減少によって分母も変化していく中で、自殺者数が減少しても、自殺率が上昇している場合もあるのではないかとということで、これまでの自殺者数に加えて、人口10万単位の自殺死亡率を併記するという事にいたしました。

併せて、出典名には、厚生労働省の人口動態統計をもとに県が算出したものである、ということ明記することとしました。

続いて、指標ナンバー20をご覧ください。「放課後児童クラブ設置率」となっておりますけれども、令和3年度、4年度において、100パーセントとなっております。本指標の観点に立って家庭・学校・地域の相互連携というのを見た場合に、相当程度達成されたのではないかと考えられることから削除します。

併せて、指標ナンバー22ですが、出会い系サイト、コミュニティサイトに起因する云々となっていたものを、これまで警察庁データを参考にしていたのですが、同じデータを青森県警察本部の方でも公表しておりますので、出典元を整理しまして、公表データの名称に合わせて、「SNS等介在の福祉犯被害少年」と修正したいと思います。

4ページを御覧ください。

こちらの下の方に緑色の新規と書かれた指標が出てまいりますけれども、第3次計画におきましては、科学技術に精通した人財等の育成に取り組んでいくということとしておりますので、「スーパーサイエンス・ハイスクール及び理数科において、課題研究に取り組んだ高等学校卒業生数」を、新規指標として設定しました。

併せて第3次計画では、国際的に活躍できる次世代競技者の育成に取り組んでいくこととしておりますので、「県内在住又は県内出身で、18歳以下の日本代表及び代表候補人数」を新規指標として設定しております。

以上を踏まえまして、指標の削除、修正、追加を行っております。

続きまして資料の4-2を御覧ください。

ただいま御説明したものを第3次計画のモニタリング指標構成案ということでまとめております。先ほど御説明したものに加えて、以下の指標ナンバーの整理を行っております。

まず、指標ナンバー5につきましては、第2次計画において大学新卒者、高校新卒者、特別支援学校高等部新卒者の就職内定率等ということで、3つの項目を併記するような形になっておりましたけれども、これを新卒者の就職率ということでまとめまして、その中に①から③まで枝番を付して配列するという形に直しております。

そして、指標ナンバー7と8につきましては、第2次計画では指標ナンバー7で、ひとくくりにされておりました。これを「新卒者の離職率」と「県内中小企業等における正社員登用制度の導入率」という2つの指標に分けて、7と8ということにしております。

最新値の欄を御覧いただきますと、令和5年5月時点のものとして、令和4年度などの実績値を記載しております。赤字で黄色のセルとなっております。

ただし、指標ナンバー18、自殺者数の関係ですけれども、最新値について記すとともに、第2次計画策定時以降の自殺者数に自殺死亡率を併記する形で記載しております。

それから、指標ナンバー23、「県内在住又は県内出身で、18歳以下の日本代表及び代表候補人数」は、取りまとめ段階ということで、要集計となっております。

令和5年5月時点のデータが第3次計画策定時の基準値ということになりますので、先ほど申し上げた要集計も、集計ができ次第、モニタリング指標構成案ということで追記しまして、今後5年間の計画の進行管理を行っていきたいと考えております。

説明の方は以上です。

(上野)

それでは資料5、青少年・男女共同参画課の令和5年度主要事業について御説明いたします。

青少年グループの上野と申します。よろしく申し上げます。

まず1ページですけれども、青少年のネットセーフティ加速化事業でございます。

この事業は、警察本部と連携して、青少年が安全に、安心してインターネットを利用できるようにするため、家庭でのネットルール作りを推進するとともに、高校生のネット犯罪被害加害ゼロ対策および民間事業者等との連携強化に取り組むものです。

左側の現状分析と課題をご覧ください。

小学校1年生でスマートフォンを所有している割合は、国の調査によりますと、令和3年度で、20.3%となっており、令和2年度から7ポイント上昇し、インターネット利用の低年齢化が進んでいる状況がうかがえます。

インターネットの利用について家庭のルールがある家庭は70.1%であり、また親からインターネットの危険性を教わった青少年は31.6%となっております。

この現状分析の一番下の黄色い四角ですけれども、フィルタリングを有効にしている家庭も28%と県の調査では出ております。

このような状況から、子どもたちがインターネットを利用する際に、家庭のルール作りやフィルタリングの有効利用が浸透していないことが課題となっていると捉えております。

こうした現状と課題を踏まえ、真ん中の事業の内容となりますが、今年度は家庭のネットルール作りの推進と、民間事業者等との連携強化の2つの取組を実施いたします。

高校生のネット犯罪被害加害ゼロ対策は、警察本部の方で実施いたします。

家庭のネットルール作り推進では、保護者が子どもたちと話し合っ、効果的な家庭のルールを作ることができるよう、ネットトラブルや家庭でのルールの事例などを掲載した、電子版の保護者向けハンドブックを作成し、特設の専用ページに掲載することとしております。

また、このハンドブックを広く活用してもらうため、小・中・高校ごとのトピックスを掲載したリーフレットを作成し、各学校のPTAをとおして配布し、広報活動等で活用していただくよう依頼する予定としております。

さらに多くの保護者に周知するため、SNS広告を活用してまいります。

取組の二つ目である民間事業者等との連携強化では、携帯電話などの販売事業者や学識経験者などからなるワーキンググループを開催し、フィルタリング設定や家庭のルール作りを推進する方法について意見交換を行い、ハンドブックの内容や活用方法にも生かしていくこととしております。

続きまして2ページ目、若者のサード・プレイスづくり事業でございます。

この事業は、困難や生きづらさを抱える若者が社会的な孤独や孤立に至らぬよう、若者が参加し存在が認められ、安心して発言できる場、この事業では、サード・プレイスと呼ぶことにしておりますが、それを作り、相談支援機関や社会参加などへ繋いでいくとともに、サード・プレイスづくりを支援していく人財育成に取り組んでいこうというもので、昨年度からの継続事業となります。

事業では、有識者による検討会議を設置し、サード・プレイスのあり方、配信内容や構成、リアルなサード・プレイスの場に繋いでいく方法などについて検討・評価していくとともに、現場の担当者や当事者などの声を、検討会や配信内容に反映させるために、ワークショップを開催することとしています。

配信内容と先ほどから言っておりますけれども、この配信内容につきましては、昨年度に引き続きインターネットを活用いたします。YouTubeを使い、コーディネータとゲストの対談に視聴者がインターネットを通じて参加する形態を考えておりますが、昨年度の経験を踏まえ、若者の参加機会を増やすとともに、アーカイブ化にあたっては、文字情報を加えるなど情報を補いながら、わかりやすいものになりたいと考えています。

SNSを使った広告配信といった広報手段を使って、インターネット上のサード・プレイスの周知に取り組みます。

取組2の地域支援体制の強化につきましては、研修会を開催することを通して、サード・プレイスづくりを支援する人財を育成してまいりたいと考えております。

サード・プレイスづくり事業につきましては、以上となります。

(十枝内)

続きまして、3ページ目の子ども若者を地域で支える体制強化事業について説明いたします。

青少年グループの十枝内と申します。よろしく願いいたします。座って説明いたします。

まず現状と課題についてですが、ニート、ひきこもり、不登校、発達障害など、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども若者が抱える課題は複合的で分野連携による総合的な支援が必要となっています。

県では、各分野の相談支援機関等の連携強化のため、青森県子ども・若者支援地域協議会とその下部組織として、地域レベルでのネットワーク会議を津軽・県南・下北に設置し、地域における総合支援連携体制の構築に努めています。

事務局業務の委託で連絡調整団体の育成が進み、参加機関等の相互理解が一定程度進んできたところですが、引き続き各機関の連携強化に取り組んでいく必要がある状況です。

また、困難を有する子ども・若者の支援ニーズは潜在的で、実態把握が難しい状況で、地域の総合的な支援体制の定着に向けた具体的な連携のためのルール作りや連絡調整機能のあり方に関するコンセンサス作りが課題となっています。

また、潜在的な支援ニーズのある当事者や家族に向けた情報提供や相談支援体制と繋がる機会作りが課題となっています。

こうした現状と課題を踏まえ、昨年度に引き続き、2つの取り組みを実施します。

取組の1つ目は、地域レベルでの総合支援体制の強化、定着として、津軽・県南・下北の3地域に設置している、子ども・若者支援地域ネットワーク会議を開催し、関係機関団体の機能に係る相互理解や連絡調整機能のあり方等に係るコンセンサス作りなどに取り組めます。

取組の2つ目は、当事者と支援体制が繋がる機会作りとして、地域ネットワーク会議の構成機関が参加する合同相談会を各地域で開催することで、当事者およびその家族が身近な場所で相談できる機会をつくとともに、地域の相談支援体制について広く周知するため、市町村と連携した広報やツイッターなどのSNSで配信を行います。

以上となります。

(上野)

続きまして4ページ、命を大切に作る心を育む県民運動について説明いたします。

再び上野でございます。よろしくお願いいたします。

次代を担う子どもたちが命を大切に、他人への思いやりを持ち、たくましく健やかに成長することができるよう、平成16年度から、県民総ぐるみで、命を大切にする心を育む県民運動を展開しており、現在は大きく3つの事業を実施しております。

まず1、県民運動推進会議フォーラム開催事業です。

今年度は令和5年12月10日、県民福祉プラザで、県民運動推進フォーラムを開催するほか、広報誌であります「いのちつうしん」を作成・配布することとしております。

2番目、命を大切にする心を育む絆プロジェクト事業では、県内の小・中学生、高校生を対象に未来への前向きな思いをテーマとした作品を募集し、入賞作品を掲載したカレンダーを作成して学校などに配布する、笑顔の未来へメッセージ作品募集、子どもたちが様々な世代や団体等の体験活動に取り組む機会を創出するために、モデル事業として行う、命を大切にする心を育む地域との絆作り応援事業を実施します。

右側に行きまして3番目、地域の見守りで輝く笑顔推進事業では、年4回、4月、7月、8月、11月に、県内全ての小・中学校、高等学校および特別支援学校で、地域の大人や保護者などが一緒になって、登校する児童生徒に挨拶、声かけを行う県内一斉声かけ活動、県内6地域の中学校、高等学校計12校において、児童生徒と地域の大人との相互理解を促進することなどを目的に、他人を思いやり命を大切にする心を育む対話集会を実施します。

また、児童生徒がいつでも相談できる相談先の電話番号を記載したステッカーを作成し、県内全ての小・中学校、高等学校および特別支援学校の新入学児童生徒に配布しております。

以上です。

(田名場会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑応答の方に移らせていただきます。

先立ちまして、事前に提出をいただきました質疑や御意見に関しまして、説明を事務局の方からお願いします。

(上明戸GM)

はい。私からは事前にいただきました御意見と事務局の回答をまとめた資料8-1に基づきまして、御説明いたします。

上明戸と申します。座って説明します。

まず、ナンバー1になります。笹木委員からの御意見について、その内容と回答について御説明いたします。

内容についてです。

当審議会は青森県青少年健全育成条例にもられている各事項における現状調査及び対応状況等を審議し、運営の改善に資するために行われていると認識しておりますが、条例第3条の条文「県は、青少年の健全な育成を図るための総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」に関して、果たして全て網羅していると言えるでしょうか。先日、新聞各社が本県におけるヤングケアラーの調査結果を取り上げておりましたが、その記事によりますと、有効回答1万9532人中931人が該当し、回答者全体の4.8%を占めており、さらに驚愕したのは、校種別に見た場合、小学生が最も高く、次いで中学生となっているなど、年齢が低いほど割合が高い、という点であります。先ほど申し上げました通り、真に青少年の健全育成に資する行政の推進を目指すのであれば、ある意味、当審議会のあり方は不十分なのではないかと、ヤングケアラーの実態を知り、疑問を抱くようになりました。ヤングケアラーの問題は、健康福祉部の所管になっていると言えればそれまでですが、できれば担当部局の枠組みを撤廃し、関係部局が一堂に会して情報共有しながら、横断的連携のもとに政策の推進に努める必要があるのではないのでしょうか。縦割り行政と言われたいのためにも。

さらにもう1点、御意見をいただいております。

資料1の運用概況の冊子について、表紙の下に記されている部分については、担当課ではなく青森県あるいは環境生活部とし、はしがきについても、知事もしくは部長名にするべきではないか、との御意見をいただきました。こちらについての回答でございます。

まず、ヤングケアラーの問題につきましては、当事者となっている青少年への支援のほか、ケアされている家族を適切な医療福祉サービス等に繋ぐ必要もあることから、委員御指摘のとおり、青少年健全育成のほか、福祉、介護、医療、教育など、部局横断的に施策を推進していく必要があると認識しております。

その上で、ヤングケアラーの問題につきましては、ヤングケアラーを早期に発見し、ケアされている家族を適切な医療福祉等のサービス等に速やかに繋ぐといったことが根源的な対応として求められることから、健康福祉部を主な担当部局といたしまして、庁内の関係部局が連携して対応することとしております。具体的には、健康福祉部こどもみらい課を主な担当課としまして、当課の他に健康福祉政策課、医療薬務課、高齢福祉保健課、障害福祉課、学校教育課が構成課となりました。「ヤングケアラー支援体制構築検討会」が設置されております。同検討会において、ヤングケアラーに関する現状確認・整理、実態調査の結果を踏まえた課題抽出、検討を行い、ヤングケアラーの早期発見と適切な支援体制の構築に向けた対策を検討しているところです。ヤングケアラーの問題につきましては、当事者となっている青少年の健全な育成に大きな影響を与える問題でありますことから、本審議会においても重大関心事となるものと理解しており、本審議会のあり方が不十分という委員の御指摘に繋がるものと認識しておりますが、現在のところ、健康福祉部を主担当とした部局横断的な取組を進めているところでございます。

本審議会の委員の皆様から、ヤングケアラーについての現状や対策等について貴重な御意見等いただいた場合には、当課を通じまして、ヤングケアラー支援体制検討構築検討会等で協議いたしまして、施策の検討、推進に生かしてまいりたいと考えています。

2点目の運用概況のご意見につきましては委員からのご意見を踏まえて、運用概況の表紙下の記載やはしがきの見直しについて検討させていただきます。

ありがとうございました。

続きまして2ページをお開きください。

本日御欠席の横岡委員からの御意見等について御説明いたします。

まず、家庭のネットルール作り推進についての御意見です。

前回会議でネットルールの指導に関して発達段階に応じたきめ細かな指導の必要性について述べさせていただいていましたが、同じく保護者に向けるものも、その子どもの発達段階に応じたハンドブックの作成が求められると思う。こちらは、先ほど御説明した県のネットセーフティ加速化事業の中のハンドブックのことであり、今年度作成するハンドブックに対する御意見です。補足いたします。

このハンドブックに関して、小学校1年生と高校3年生ではあまりに対象となる情報に違いがありすぎるため、せっかく作っても有効活用されないのではないかということ、またネットの低年齢化ということが触れられていましたが、低年齢の保護者に関しては保護者本人に対するネットリテラシーの向上を図るとともに、他人のスマホの画面は覗かないなど、ネットのしつけに関しまして意外とできていない子どもが多く見受けられるため、ハンドブックの中に情報として盛り込む必要があるのではないかという御意見でした。

回答でございます。

青少年のネットセーフティ加速化事業につきましては、環境生活部と県警察本部が連携して進めていくこととしておりますが、当課では電子版の保護者向けのハンドブックを策定し、そのハンドブックの内容の活用と普及に取り組むこととしております。また、小・中・高別に、トピックという形でハンドブックにも記載していきたいと考えておりますが、そうした内容について検討を進めていくこととしております。

この事業を進めていくに当たりましては、携帯電話等販売事業者および学識経験者からなるワーキンググループにおいて意見交換を行うこととしております。委員からいただきました御指摘の点についても十分留意して取り組んでまいりたいと考えております。

次にフィルタリングについて、でございます。

フィルタリングについての記述がありましたが、参考として委員御自宅の状況についてお話ししたいということでございました。御自宅では高校の入学と同時にスマホを持たせているようにしてい

るが、通学時間の大変さと、通学を選択した場合、部活動ができないため、高校進学を終えている3人の子どもさんはいずれも下宿・アパート・寮という形で自宅外通学を選択している。そのため、フィルタリングが利用できない状況である。その理由としては、フィルタリングを利用すると何かの度に子どものスマホに保護者がパスワードを入力する必要があり、自宅外に居住している場合、とても不便で煩わしい思いをしなくてはならないからだ。保護者がそばにいて、管理下でスマホを利用することの多い小・中学生のうちであれば有効であろうが、高校生の場合は、その利便性に問題が生じることがある。フィルタリングを制作している会社には、ぜひ県からも利便性の向上に努めるよう進言して欲しいとの御意見でございました。

こちらに対する回答です。フィルタリングにつきましては、先ほど説明いたしました販売業者等が入りましたワーキンググループにおきまして、委員からいただきました御意見を伝えることとしております。

なお、携帯電話各社では、「あんしんフィルター」という名称でサービスを提供しておりますが、こちらのサービスは学齢を選ぶだけで簡単に制限レベルを設定できるとともに、学齢の変更や制限対象アプリの個別許可など、設定後の変更は保護者のスマホやパソコンから行うことができるサービスであると聞いております。

以上でございます。

次に3ページ目を御覧ください。

同じく横岡委員から、他人を思いやり命を大切にすることを育む対話集会についての御意見でございました。

対話集会については、県内の6地域の中学校、高等学校、計12校において実施するが、なぜ12校しかやらないのか、他の学校は必要ないということか、またその学校はどのようにして選定するのか、必要があつて取り組み、実施される事業なのに、やるところとやらないところがあるのはなぜなのか、教育の不平等にはならないのか、という御意見でございました。

回答でございます。対話集会の実施校につきましては、教育委員会を通じて中学校は各教育事務所6ありますが、そちらから各1校、そして高等学校は県内6地域から各1校を選定し地域バランスなども考慮しまして、計12校で実施しているところでございます。

また対話集会については、6名から8名の生徒に地域住民1名、そしてファシリテータである大学生1名によるグループを作りまして、全体のコーディネータの進行のもとで進めている事業です。そのため、関係する方も非常に多く、特に参加いただく生徒さんが多い学校については、参加を依頼する地域住民、大学生の人数もたくさん必要となります。

現行の体制において、実施校を増やすということは難しい点はありますけれども、この事業については継続してまいりたいというふうを考えております。さらに実施方法につきましては、常に検

討改善を加えておりました、今後、委員の御希望など受け止めながら、より効果的な実施方法について検討していきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

次にナンバー４になります。

各種媒体を活用した普及活動についてのご意見です。児童生徒に配るSOSダイヤルというステッカーですが、こちらのステッカーについて、なぜステッカーであるのか、どのような使い方を想定してステッカーを選択したのか、また県の機関だけでも様々な相談窓口があり、それぞれが銘々啓発のためのカードやリーフレット、ステッカーを作成しているように見受けられるが、結局情報がそれぞれまちまちすぎて、保護者として子どもに持たせるにしても、かさばるばかりで意味をなさないように思える。各部署で連携して、情報を一括した保存版のようなカードや冊子を作ってくれた方がよほど役に立つし、税金も無駄にならずに済むのではないかと、という御意見です。

児童生徒への24時間子どもSOSダイヤルというステッカーについては、平成28年の8月に県内の中学生2名が相次いで自殺をした事案を踏まえまして、教育委員会と連携して29年度の当初予算において取り組んだ中の1つでございます。29年度は全児童生徒に配布しております、平成30年度以降は新生生のみ配布している状況です。ステッカーとした理由については、生徒手帳等への貼付を想定したことが主な理由ですけれども、その他にも、目に付きやすい場所や常に持参する物に貼付するなど、生活に合わせた活用が可能であることなどによるものでございます。このような相談窓口を周知する媒体については、それぞれ期待される役割や効果、想定する対象が異なること、1つの媒体だと紛失の恐れがあることなどから、様々作成されていることについても良い点はあるのではないかと考えております。

引き続き、御意見を踏まえまして、効果的な普及啓発に努めてまいりたいと考えているところで

す。

事務局からの説明は以上になります。

(田名場会長)

丁寧な説明、ありがとうございます。

笹木委員、何かございますでしょうか。

(笹木委員)

先ほど事務局の方から丁寧かつ親切なご回答いただきまして、大変ありがとうございました。

特に、今回いただいたこのことについての質問等はございませんので、よろしくお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

(田名場会長)

笹木委員、突然の御指名にも関わらず、ありがとうございました。

では、議題1から議題4まで続けて説明いただきましたが、こちらに御質問、御意見などがある方は、どうぞお願いいたします。

盛りだくさんの内容で、委員の先生方さまざまなお考えがあらうかと存じますが、時間の方もかなり押してしまっておりました。申し訳ございませんが、この件に関しまして、メール等で後日に御意見をお寄せいただく、あるいは御質問いただくといった対応はございますでしょうか。事務局、いかがでしょうか。

(上明戸GM)

はい、後ほど、御意見いただくということでも構いません。

今月中には、モニタリング指標については、数値もまとめます。

指標については、御意見がないようであれば、確定させていただいて、来年度、その進捗状況について御報告申し上げたいと考えていますので、今月中に御意見をいただけるのであれば、助かります。

よろしく申し上げます。

(田名場会長)

はい、ありがとうございます。

今月中でよろしいですか。

(上明戸GM)

はい。

(田名場会長)

今月中ということで、少し期間に余裕があらうかと存じます。それでも、何か特にこの場で共通の話題にという方がいらっしゃいましたら、御発言お願いいたします。

(佐藤やえ委員)

いいですか。

(田名場会長)

はい。申し上げます。

(佐藤やえ委員)

すいません。佐藤やえと申します。よろしく申し上げます。

私達地域の者として、関わる問題と関わらない問題がありますが、私が関わっている問題、子ども達と他人を思いやる命を大切に心を育むということについて、主に小学校、中学校、高校生の子どもと生徒たちと関わっていることを皆さんにお伝えしたいです。

私どもの方は、もう17年前から、朝に挨拶運動して、1年生から3年生の子どもたちの下校指導をしているんですけど、コロナのおかげでこの3年間、マスクをして、あんまりおはようという大きい声で子どもたちと接することがない状態でしたけど、目は開けているので、目とかで、おはよう、おはようとか言うという状態で活動していました。今回、コロナも5類ということで、マスクを外してもいいことになりました。

気になる子どもは少しでもいるという状態ですが、半分ぐらいが朝の登校の時は、マスクを外して挨拶をしております。やっぱり、1年生、2年生、3年生っていうのはね、まだその重大さというのはあんまりわからないので、もうマスク取れたよっていうので、もう本当に、体全体でおはようございますっていうふうに私達に答えてくれるんです。けど、やっぱり上級生になるとね、少し恥ずかしいとか、そういうのとかあるせいか、ちょっと口が重いという感じで登校する子どももいます。

あと、やっぱり子どもっていうのは、小学校に入ったときから地域の人が子どもたちにいろいろ関わって挨拶をしたり、安心・安全の交通指導して育てていくと、中学校の方に挨拶運動に行ったときも、私達はあんまり様子が変わらないので、子どもたちの中では、お顔とかでね、来てくれたっていうふうな感じでね、小・中の子どもたちや生徒が私達にも声かけてくれます。

私は市民会議の会長を仰せつかってから、この3年間で全部の中学校と小学校を、朝の挨拶運動、交流会というので全部回りまして、あとは心が寂しい子どももいるし、いろんな生活の環境の中で、このコロナの中でね、子どもたちが思いをしているので、小学校は15校あるんですけど、その中の5校が全部朝、地域の方とか絵本を読む形がね、学校に行って15分ぐらい、紙芝居とか読み聞かせとか絵本とかっていうので、もう進んで子どもたちにやっている姿を去年15校、全部見てきたんですけど、本当に子どもたちをだんだん守っていかなくちゃいけない。

お母さんたちお父さんたちは一生懸命働かなくちゃいけないので、私達ばあちゃん、じいちゃんたちとか、仕事を一段落した人がね、読み聞かせをしていただいたり、挨拶運動も警察から民生委員、そして推進員も、なるべく子どもたちが健やかに育つように頑張っています。

でも、この間いじめ対策の協議会もありましたけど、小学校と中学校で8人ぐらいの子どもがいじめを感じているっていう情報も得ましたけど、夏休みまでは、そのいじめ対策、いじめの方も心を穏やかになるように指導しているというお話を聞きましたので、だんだん良くなってくると思っています。

とりとめない意見でしたけど、以上です。

(田名場会長)

様々な具体的なお話をいただきました。佐藤先生の御意見を受け、委員の先生方もお考えのこと、お話をしたいこともあろうかと存じます。

残念ながら時間の関係もございまして、もし特に何かということであれば、御意見を願います。

船木委員、願います。

(船木委員)

はい。青森大学の船木です。ヤングケアラーの件で笹木委員から御質問があった件で、少し意見を述べたいと思います。

この調査の正当性について考えたときに、実は小学生はストレートに回答しているだろうと思います。中学・高校になると、やはり意識の変化がありますから、正確な回答を控えている可能性があるだろうという推測です。その数字だけでこれらを高校生は少ないということにはならないだろうなということが一つあります。

もう一つ、やはりこの親のケアに対する対策という部分では、学校と地域の連携等を含めたネットワークの問題があると思います。私はソーシャルワークを養成する教育をさせていただいておりますが、スクールソーシャルワーカーの役割が、学校でどのように位置づけられているか非常に不十分さを痛感しています。

なぜ痛感しているかということ、学校のスクールカウンセラー等からソーシャルワークとしての御意見を伺う機会が非常に多いからです。

きちんと学校にスクールソーシャルワーカーの位置づけがありますが、役割が果たされていないのではないかと。ソーシャルワーカーとしては、やはり関係機関調整と人間関係調整を中心に行う役割を十分果たしていただきたいとは思っています。そういう状況が出来上がっていないのではないかと。関連して、2014年に文部科学省は、いじめ自殺の予防の対策として、心の健康教育、人間関係作り教育を基盤にして、いじめ自殺を予防しなさいということを提案しています。残念ながら、これらを授業の中で実施するというのがなかなかできないということが、現在の現状だろうというふうに思います。

そのためにも、対話集会は大きな役割だろうと思います。きちんと進めていくためにはまだまだ数が少ないという御意見がありましたけれども、そのとおりではないかと思えます。ただし、現状で教育の現場では、いわゆる一コマの授業を実施するのは、非常に、年間計画としても大変だろうと思います。

その面では授業と兼ね合わせた形で実施できるような方法も含めて検討していかなければなりません。1年2年先の計画になってしまうというのは、手遅れになるのではないかと思います。今後、臨機応変にその計画性を持っていただければありがたいなと思っています。

以上です。

(田名場会長)

ありがとうございます。

船木委員からは、ヤングケアラーの対応に関しまして、専門的な観点から御意見いただきました。待ったなしの対応が必要ということも踏まえ、様々な心配のある子どもたちから話を伺う機会、さらに適切な対応をいただける機会を考えていかなければならないと感じました。

佐藤委員からいただきましたコロナの影響の後の引き続き影響や新たな影響についても、慎重に考える必要があろうと思います。震災のときも思いましたが、精神的な癒しには、かなりの時間が必要になってくるのだと思います。つらい経験をした子どもたちがそういった癒しを支えに、変わっていけるのはこれからだと思います。これからの対応をそういった変化の視点も踏まえて、盛り込んでいければと思います。

時間の関係で申し訳ありませんが、議題1から4までの議論は、ここまでとさせていただきますと存じます。その他の御意見に関しましては、メール等で今月中に事務局までお寄せいただけますようお願いいたします。

事務局では、お寄せいただいた御意見に関しましては、委員の先生方で共有できるようにお願いいたします。

次の議題にまいりたいと思います。議題の5に関して、事務局から説明をお願いします。

(上野)

はい。それでは議題5、青少年の意識に関する調査結果について御報告いたします。

資料6を御覧ください。

まず1ページ目は調査の概要について記載しております。県内44の小・中・高等学校のそれぞれ小学校6年生、中学校2年生、高校2年生合わせまして約1200名を対象に、質問紙とインターネットの併用による調査を行ったものです。

本日は、今回はこの調査項目のうち、3、4、6について御説明し、その後クロス集計結果について紹介したいと思います。

まず7ページを御覧ください。

家族・家庭のことということで、家族・家庭が「安心できる存在・場所だ」「まあまあ安心できる存在・場所だ」を合わせると、97.7%の子どもが感じています。

8 ページ、経年変化を見ていただきますと、「安心できる存在・場所だ」というものだけに限りませんが、平成24年の調査から増加傾向にあるということで、家庭が安心できる場所だと受け止めている子どもたちが多いということとなります。

9 ページになります。

自分のこと、自分への評価について、それから10ページになりますが、居心地の良い場所についても御説明いたします。

「自分のことが好き」「どちらかといえば好き」を合わせると、67.4%の子がそう答えています。

9 ページの経年変化を見ますと、「どちらかといえば好き」は、60%前後で推移してきておりますが、令和4年は令和2年より若干増えています。

10ページにいきまして、居心地のいい場所。これにつきましては、令和4年度の調査で初めて設けた項目でございますが、居心地のいい場所は、「自分の部屋」、「家庭」、「インターネット空間」の順となっており、家族・家庭が「安心できる存在・場所」と答えた割合が最も高くなっていた7ページの結果と矛盾はない状況でございます。

16ページに飛びます。メディアとコミュニケーションのことで、インターネットの利用時間、インターネットの悪影響について、どのような状況かということです。インターネットの利用時間は、2時間から3時間未満が最も高く、過去の調査と比較すると、利用時間は増加傾向にあり、特に3時間以上利用している人は約45%と、だんだん増えてきている傾向にあります。

17ページになりますが、インターネットの悪影響として、インターネットにのめり込んで勉強に集中できない、睡眠不足になったことが「ない」と答えた人は約44%で、最も高くなっておりますが、半数以上の人がある、「ときどきある」と答えており、経年変化を見ますと、令和2年度から令和4年度は大幅な増加となっております。

22ページになります。クロス集計の結果です。

居心地の良い場所の数と自己への評価、「自分のことが好き」あるいは「どちらかといえば好き」と答えた児童生徒の割合についてクロス集計したところ、居心地の良い場所の数が多い児童生徒ほど「自分が好き」「どちらかといえば好き」で、居心地の良い場所の数と自己肯定感というのは一定程度の相関関係があるのではないかとということが伺える結果となりました。

意識に関する調査の概要については以上です。

(田名場会長)

ありがとうございます。それでは意見交換に移らせていただきます。

それに先立って、資料7に関して、それから資料8-2について、事務局からお話をいただきます。事務局、よろしく申し上げます。

(上野)

はい。資料7を御覧ください。意見交換に当たりまして趣旨と論点について、記載した資料となります。

ただいま説明した資料6の報告書の最後の方につけておりますが、田名場会長が青少年の悩みと信頼できる他者の存在に触れながら、悩みもがく青少年の良き相談相手に誰がなれているのかという点が青少年健全育成の重要な課題であるとまとめられていらっしゃいました。

このことを受けまして、本日は、青少年の実態について情報を共有しながら、今後の取組の方向性などについて、委員の皆様のそれぞれの立場から御意見を伺うこととしたいと考えております。

論点といたしまして2つ考えております。

1つは、青少年の実態についての情報提供です。資料6の調査結果では捉えきれてない情報、近年の青少年の行動に見られる新たな傾向について、情報提供をお願いしたいと思っております。

2番目として、今後の取り組みの方向性について、田名場会長がまとめられた青少年の良き相談相手に誰がなれているのかというまとめ、それから先ほど説明した最近の青少年の実態を踏まえて、今後の取組の方向性について、御意見ををお願いいたします。

また、令和4年度の意識調査で新たな調査項目として設定した、居場所、居心地のいい場所に関する調査結果をまとめた、10ページと22ページを参考にして、今後の取組の方向性について御意見ををお願いしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

(田名場会長)

ありがとうございます。資料8-2に関しては、いかがでしょうか。

(上野)

これにつきましては、横岡委員から、資料6を見た上での感想ということで、何点か寄せられましたので、御紹介いたします。

資料8-2を御覧ください。

資料6の4ページ、地域活動参加について、ということで、地域別だともうちょっと面白い結果が見られたのではないかという感想でございました。

それから6ページ、学校生活が楽しい理由として、クラブ活動や部活動が楽しいという項目があり、半数以上の子どもが選んでいると、今後部活が地域に移行することになってどうなっていくのかということに関心もあるし、県庁内の各部局で共有していただきたいという感想です。

それから、インターネットの利用時間ですけれども、増えているというのはそうだけれども、1人1台PCというGIGAスクール構想によって、家での使用時間が伸びているところをもうちょっと捉えられればいいのではないかという感想です。

次の2ページですが、概要18ページのインターネット利用ルールですけれども、これは子どもが捉えているルールと親が考えているルールが違うのではないのかと。だから子どもの方が捉えているルールだけを見るのではなくて、親との違いを把握することがいいのではないかということです。

続きまして、概要21ページの社会の価値観の変化に関する意識ですけれども、これは21ページの家庭のことをやるのがいいことだと思う子どもが増えているのは、そういう教育をしているからそうなので、本当に実際やるのかどうかということをとらえられればいいという感想でございました。

それから3ページでは、田名場会長のまとめについて興味深く読みました。2段落目で、60%の子どもが世の中の役に立っていると実感できているのはいいことだと思うけれども、先ほどのヤングケアラーの実態調査によると、世の中の役に立っているという背景に、このような問題が隠れているのではないかなというような気がして、ちょっと心配になりましたという感想です。

それから4ページですが、この居場所と自己肯定感との関係ですけれども、居場所が一つも見つけれない子はどうしているのだろうということを疑問として感じたということです。

最後の方は、これからの自らの取り組みというか学びの方向性について書かれておりますけれども、横岡委員からの意見、感想は以上でございます。

(田名場会長)

御紹介ありがとうございました。私の文章よりも、横岡委員からのそれぞれのお話が参考になる部分も多いと感じ、拝見しておりました。残された時間は多くないのですが、2つ課題についての議論に移ります。1つは調査や委員の先生方の周りで起きていることを踏まえての青少年の実態についての情報交換です。また、このこととも関連すると思えますけれども、そういった実態にどう対応していったらいいのかという今後の取組の方向性への御意見も付け加えていただければ幸いです。どちらか一方ということでも結構です。

何かございましたらお願いいたします。

野沢委員お願いします。

(野沢委員)

小柳小学校の野沢と申します。本日はありがとうございます。

小学校の実態ですが、まずまずそのとおりだなと思って調査結果を拝見しております。

ただ、先ほどのヤングケアラーの件につきましては、船木先生がおっしゃったとおり、低学年あたりは本当に素直にそのまま弟妹のちょっと手を引いてあげるとか、そういったことも面倒見ているというような答え方をしているのではないかなってということで、やはりそういった件については

気になる子どもさんについては、詳細に私ども身近に関わる大人が事情を聞き取っていくという仕組みが大事ななと思っております。

今お話にありましたGIGAスクールの関係です。本校も1台端末はほぼほぼ全学年に入っておりますし、2年生以上につきましては持ち帰りをさせております。ですので、子どもたちには、情報モラルについて、年度初めにももちろん学年学級でも学校のルールブックに従って指導しております。長期休業の前には必ず全校指導もしております。

保護者につきましても、入学時にまずは一度、ルールブックに従って親御さんにそういった端末を使うにあたり、また携帯を使うにあたりの情報モラルに関する御協力についてのお話も申し上げますし、4月の参観日の全体会でも資料を配布しまして、まず持って帰ることですので、携帯も含めて1台端末についての使い方、モラル指導についての御協力という形で、お話もしております。

その他、日頃、先生方ではモラルの方も指導もしているのですが、5、6年生につきましては、特にSNS上の危険性ということで、長期休業に入る前に、例えば警察の生活安全課の方であるとか、委員会の育成チームの方とかに、あえて専門家ということで来ていただいて、高学年用に直接出前授業の形でお話してもらうようにしております。

そういったことも含めまして、私こちらの調査の方で非常にその胸に響いたのが、居心地のいい場所、複数たくさん場所が多いということは自己肯定感が高い。なるほどなと思って、ただその内訳を見てみますと、調査の結果が家族であったり、自分の部屋であったり、3番目がインターネット上というのは、少し寂しい結果であるなというふうに思いました。先ほど委員の方からも話がありましたが、コロナ前であれば、これが地域だったと思うんです。

本校の実態調査を見ても、やはり地域のねぶたであったり、そういったものがコロナで休止していますので、子どもたちほぼ参加しておりません。

以前であれば、そういった地域のお祭りやイベントに参加して、地域の方とたくさん触れ合っ、子どもたちの居場所がもう少しあったんじゃないかなというふうに思っております。

そこで、サード・プレイスという話も先ほどありましたが、次の方向性として、私ども学校教育としましては、斜めの関係作りをもっともっと進めていく必要があるなというふうに感じております。

つまり、そういった心の居場所を繋いであげる必要があるなと。幸いなことに、コロナも5類になりましたので、校内の方でも学年内でも、制限なく学年の集会活動を行っておりますし、校内でも前後の集会活動、行事も行っておりますし、縦割り活動で、1年生から6年生までと一緒に活動するということもたくさん増やしております。

そういった点で、普段学級や学年の友達でないお兄さんお姉さんであったり、別な斜めの関係ができるのではないかとということと、以前のように、学校・地域協働活動のボランティアの方々であったり、それから地域のゲストティーチャーの方々もたくさん今年度は来てくださっています。先ほど読み聞かせの話もありましたが、本校でも復活しまして、2週に1回程度、お母さん方が読み

聞かせに来てくださっています。また、出前授業のような形でも、地域の先生に、クラブ活動などにも今年は復活してもらっております。

ということで、こういった調査の内容からも、心理的な安全を保障できる心の居場所作りを地域の方を含め内外でのきずな作りを進めていく。そして、本来であれば、わかる授業作りが一番だと思えます。子どもが楽しいと思う理由が、クラブ活動、部活動っていう以上に、やっぱり学校は昨日までの自分を超えられる、今日これを覚えて楽しいことができると楽しいということで、子ども教師もわかる授業作りが一番邁進しなければいけないというふうに思っておりますし、今申し上げたような体験的な活動、ボランティアも含めてどんどん増やして、居場所作り、きずな作りをどんどんしていくことで、自己肯定感を高めていく必要があります、またそういうことで、夢と目標を持って未来志向の子どもたちを育てていきたいなというふうに感じております。

すいません。感想になってしまいましたが、以上でございます。

(田名場会長)

ありがとうございます。貴重なお話がたくさん盛り込まれていたかと存じます。

身近な大人の関わりがヤングケアラーの実態の把握には必須であることを、船木委員、野沢委員のお話をお伺いし、痛感しておりました。

次にGIGAスクールに関連して、専門家の活用は、専門的な知識が関わる場所には必ず必要になってくること、そして専門家をうまく活用できるかどうかといったことが県の事業の鍵にもなってくることを考えながらお伺いしておりました。

最後に、異年齢間交流を大事な点として取り上げていただきました。コロナの収束後のこれから、以前どおりなのか、以前よりまた進んだ形なのか、どういう形で実態が伴ってくるのを注意深く見ていかなければならないと思いました。

青少年にとって異年齢交流は大事な体験になるのではということが、この審議会でも度々話題になっていたことも思い出しておりました。

私の方からの感想を申し上げました。野沢委員、本当にありがとうございます。

約束の3時になってしまいました。この後、図書類等の部会も控えておりました。

皆さんいろいろ御意見があらうかと存じます。1ヶ月程お時間がございますので、今日のお話をまた思い出していただいて、一言でも結構ですので、メール等で御意見をお寄せいただければ幸いです。

私の進行の勝手際で時間が押してしまって申し訳ありません。これにて議事は終了させていただきましたらとお願いいたします。

委員の皆様様の議事進行への御協力に感謝申し上げます。

どうもありがとうございました。

では、事務局にお返しします。

(吉田課長)

田名場会長、委員の皆様、大変有難うございました。皆様からいただきました御意見・御提言、やはり改めて繋がりが大事だなということを認識いたしました。様々な問題が学校にもありますけれども、きちんと繋いでいくということを、私の普段の生活の中でも、斜めの関係でありますけれども、人と人が繋がるということが健全育成の鍵になるのだろうということを改めて認識いたしましたところでございます。今回の御意見・御提言を参考にいたしたいと思っておりますので、引き続きお力添えをよろしくお願いいたします。

なお10分から2階ガーネットの間で図書類等部会がございまして、委員の皆様には、そちらの会場の方に移動して下さるようお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。